

平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する 第三者調査委員会設置規約

(設置)

第1条 この規約は、文部科学省設置児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議平成26年7月1日付「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（以下「指針」という。）に基づき、平成27年11月4日に奄美市立中学校に通う生徒が自殺した件（以下「本件自殺」という。）について詳細調査を実施し、もって、関係者が事故に向き合い、再発に踏み出す足がかりを作るとともに、今後の自殺事件等の再発を防止するため設置する平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本件自殺について、本件自殺に至るまでの事実経過並びに本件学校及び学校外における事実及び背景を含め、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 本件自殺に至るまでの事実経過に関して、本件学校の本件生徒に対する対応及びその背景を明らかにすること。
- (3) 前2号で明らかになった事実を踏まえて、本件自殺の原因について考察すること。
- (4) 第1号及び第2号によって明らかになった事実に対して、本件学校及び市教育委員会の本件自殺の前後における対応について適切であったかを考察すること。
- (5) 前各号によって明らかになった事実経過及び考察から、本市の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた今後の再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこと。
- (6) 前各号についての結果を元に、人権的配慮を行った上で、調査結果を公表すること。
- (7) 前各号について市長及び本件生徒の保護者（以下「本件遺族」という。）に対する報告を行うこと。

(組織)

第3条 調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、本件学校、奄美市教育委員会、奄美市（以下「市」という。）及び本件遺族並びに関係生徒やその保護者と利害関係を有しない者であって、法律、精神医学、心理、教育等に関する専門的な知識経験その他いじめや生徒の自殺に関する調査及び審議を行うために必要な知識経験

を有する別紙推薦団体から推薦された者とし、本件遺族と市が同意の上で必要と認められた者を市長が委嘱する。

- 2 委員の人数は7名以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第10条第1項の報告が終了した日までの期間とする。
- 4 市長は、委員を委嘱したときは、速やかに委員の氏名を奄美市公式ホームページにおいて公表するものとする。
- 5 市長は、委員の委嘱後、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族との利害関係が明らかになるなど、当該委員による中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるとき、その他必要があると認めるときは、当該委員の解嘱を求めることができる。
- 6 本件遺族は、委員について中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるとき、市に対して、その理由を示して当該委員の解嘱を求めることができる。
- 7 委員には市が定めるところにより謝金及び旅費を支給する。

(委員の役割等)

第4条 調査委員会の委員は、調査方針を決定し、第7条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすとともに、その調査権限はすべて調査委員会に専属するものとする。

- 2 調査委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査委員会の中立性、公平性)

第5条 調査委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公平に調査及び審議を行い、合意形成を諮るものとする。

(会議等)

第6条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、1回目の会議についてはこの限りではない。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議は原則として非公開とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、奄美市情報公開条例（平成18年奄美市条例第19号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審

議する場合にあっては、調査委員会の委員長が会議に諮って必要と認められるものに対して会議の全部又は一部を公開することができる。

- 5 調査委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 7 調査委員会は、議事録その他の記録について、前記4項に準じ公開することができる。
- 8 調査委員会の会議の議事は、出席した委員の合議により決する。

(調査)

第7条 調査委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務（以下「所掌事務」という。）を遂行するために必要があると認められる場合は、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

- (1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員（過去に教育委員会事務局及び本件学校に勤務していた者を含む。）及び本件生徒の親族並びに本件学校の生徒（卒業生、転校生等を含む。）及びその保護者等本件生徒と関わりを有する者（以下、これらすべてに対し「調査対象者」という。）から、事実関係や意見等に関する陳述、説明等（本件学校その他関係する現場における説明を含む。）を求めること。
 - (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。
 - (3) 関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。
- 2 調査委員会は、前項の調査を行うにあたり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。
- 3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員その他本市の職員は、第1項に定める調査に協力する。

(調査員)

第8条 調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、本件事案の調査に必要な学識経験者その他専門性を有する者で、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族と利害関係を有しない者（過去の職員及び関係

者を含む。)のうちから、全委員の了承を得て、委員長が市に推薦し、市長が委嘱する。

3 第3条第5項乃至第7項の規定は、調査員について準用する。

4 調査員は、調査委員会の指示により、調査委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、書面により速やかに調査委員会に報告する。

(当事者からの意見聴取)

第9条 調査委員会は、本件学校及び市教育委員会並びに本件遺族から意見表明の申し出があった場合は、意見を聴取しなければならない。

(報告及び公表)

第10条 調査委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときには、報告書(以下「本件報告書」という。)を作成し、市長及び本件遺族に対して報告し本件遺族からの質疑に応じるものとする。

2 調査委員会は、調査及び審議の過程において、適宜、調査及び審議の状況を本件遺族に報告し本件遺族からの質疑に応じるものとする。なお、報告の内容、時期、方法等については、調査委員会の主体的な判断のもとで行うものとする。

3 調査委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。

4 市長は、第1項の報告を受けたときは、速やかに議会及び教育委員会に対して報告する。

5 市長は、本件報告書を速やかに公表する。但し、その公表方法については、調査委員会及び遺族の意向や助言を踏まえた方法による。

6 市長は、前2項の報告及び公表に際して、遺族の意向を第一優先とし、関係者のプライバシー保護等のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。

7 市長は、本件報告書を公表したときは、市長の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が教育委員会の権限に属する場合にあっては、教育委員会に対し、当該措置を講ずるよう要請する。

8 本件報告書の内容に明らかな事実誤認、調査の不十分など重大にして看過できない過誤が発見されたときは、遺族は調査委員会に対し、過誤の具体的な内容を摘示して、再調整、報告書の訂正、削除、付加その他相当な措置を求めることができる。

(資料の管理)

第11条 調査委員会が第7条の規定に基づく調査によって取得、収集した一切の調査関係資料で、調査委員会及び調査員が作成に関与した資料(以下「調査資料」という。)については、本件遺族と市との合意に基づいて、その取り扱いを定める。

(庶務)

第12条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

2 総務部総務課は、調査委員会の指示により、中立性及び公平性に配慮し、議事録の作成、資料の管理、保管、予算管理、会議場所の確保、委員との連絡調整、その他委員長が必要と認める事務を取り扱う。

(守秘義務)

第13条 委員及び調査員は、調査委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(予算)

第14条 調査委員会の運営に必要な経費は、総務部総務課において適切に管理、執行する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、調査委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(その他)

第16条 この規約は、市長が本件遺族の同意を得て、制定する。ただし、第1回の調査委員会の開催後においては、調査委員会が規約の改正その他の管理を行う。

附 則

この規約は、平成29年3月3日から施行する。

以 上

調査委員会の委員の推薦団体先候補

- 1 鹿児島県弁護士会
- 2 日本弁護士連合会
- 3 日本教育法学会
- 4 一般社団法人日本児童青年精神医学会
- 5 一般社団法人日本臨床心理士会
- 6 特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト

以 上